

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として制定している「明日への誓い」のなかで、全てのステークホルダーに対して“より良き明日の実現”を誓い、実践する経営に取り組んでおります。特に、当社の事業内容は特定地域におけるコンビニエンス・ストア店舗運営事業が主力であることから、従業員・株主や店舗を利用されるお客様だけでなく、地域社会へ貢献することにも取り組むよう心掛けており、そのためには、コンプライアンスの遵守を基本とした、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の諸問題に対し、真摯に向き合うことが重要であると考えております。

そのため、「企業行動基準」を定め、同基準をもとに役員および従業員が法令および定款などを厳守した行動を行うよう周知を実施しております。また、当社の体制として、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、社外取締役および独立役員としての要件を満たしている社外監査役の出席のもと、毎月定例で取締役会を開催し、法令・定款および取締役会規程に従い、各業務執行取締役本部長や業務執行役員および子会社の取締役より職務執行に関する報告を実施しているほか、重要事項の審議・決定を行うことでグループ全体の業務の適正に努めております。また、子会社に対しても「企業行動基準」を横断的に運用することで、子会社業務の適正に取り組んでおります。

また、業務が適正に行われているかを確認し、必要に応じて是正を勧告する独立した機関として、監査役会および内部監査室を設け子会社を含めた定期的な監査業務を実施しております。

なお、各従業員に対し、日頃の業務時に振り返ることができるよう、行動指針の要点をまとめた携帯可能なガイド冊子を配布しているほか、企業倫理・コンプライアンス・リスク対応をレベルアップしていくことによりお客様満足の向上を実現させていくことで、株主の皆さまから期待されている企業価値の向上が実現できると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ユニイシア	13,453,440	26.57
泉澤 豊	8,458,720	16.70
泉澤 摩利雄	2,170,800	4.29
日本証券金融株式会社	1,518,000	3.00
泉澤 節子	1,436,000	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	865,000	1.71
中川 一成	561,000	1.11
株式会社京葉銀行	528,000	1.04
加藤 幸子	434,000	0.86
株式会社SBI証券	411,000	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	泉澤 豊
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	2 月
-----	-----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の「支配株主(親会社を除く)」に該当する、当社代表取締役会長泉澤豊および、その二親等内の親族並びに二親等内の親族が株式の過半数を所有する、株式会社ユネシアが所有する議決権のある株式は、合計で当社の前期末における議決権総数の52.31%となっております。

なお、当社と支配株主との間で新たに取引が発生するにあたり、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を行うこととし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役および独立役員である社外監査役が出席する当社取締役会において審議の上決定しております。
また、内部監査室の監査を通じ、支配株主等との取引および有利な経営判断が行われないよう監視することで、経営の独立性を確保することが、少数株主の保護に貢献すると判断しております。

なお、当社では、社外取締役および独立役員としての要件を満たしている社外監査役が出席する取締役会が業務執行の監督機関として機能しているほか、稟議決裁事項に関しては「稟議規程」に基づき社内関係部署による確認・承認・回付を実施し適正の確保を実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金倉 義明	他の会社の出身者				●							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金倉 義明		—	食品メーカーでの取締役としての経験等を基に、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正かつ社会において当社が果たす役割に沿った経営判断を行い、適法性確保に実力を発揮していただけると考えるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期決算、本決算の際に定期的に開催する監査報告会のほか、監査業務を通じ確認すべき事項が生じた場合には随時意見交換を実施しているほか、内部監査部門においては常勤監査役と机を並べ日々の業務を行うことで、日頃より情報交換・共有を図ることに努めております。

また、会計監査人と内部監査部門は各決算期の監査業務を開始する前に、定期的に情報交換を主としたミーティングを開催することで、円滑かつ適正な監査業務が実施できるよう連携に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高岡 勝夫	他の会社の出身者													
浅井 新一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岡 勝夫		同氏は、当社主幹事証券の取締役経験者ですが、同社取締役退任後10年以上が経過しており、監査役としての活動に対し何ら影響を及ぼすことはないと判断しております。	上場証券会社の取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営判断および組織体制の構築や運営方法などを中心に、適正かつ適切に行われているかを判断いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
浅井 新一	○	——	過去のサービス業での業務執行経験やリネンサプライ業での取締役としての企業経営経験を、マンションフロントサービス会社およびクリーニング・リネンサービス会社を子会社に有する当社の監査体制に生かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は現在、事業構造改善への取り組みのほか、新たな事業展開を進めており、事業の進展状況を勘案の上、株主への利益還元が継続的にできる体制が整った時点で、取締役等へのインセンティブを検討することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬制度の開示につきましては、当社の事業規模と報酬総額を勘案し、高額な報酬ではないと判断していることから、個別開示は実施しておりません。

なお、第35期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)の取締役・監査役報酬実績は、下記の通りです。

取締役(うち社外取締役) 5(1)名 42,717千円 (2,569千円)
監査役(うち社外監査役) 3(2)名 13,121千円 (4,061千円)
合 計(うち社外役員) 8(3)名 55,838千円 (6,630千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役事務局より、取締役会の開催通知および議案・報告事項に関する資料を事前に送付し、社外取締役(社外監査役)が議案・報告事項に関する情報を事前に収集できる体制を整備しているほか、営業本部が定期的に開催している店舗運営グループ店長会議、社員研修へ出席いただき、各事務局担当者より資料配布・説明を行うほか質問に対応することで、各業務遂行に必要なサポート体制を確立しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行体制

取締役会を、経営の重要事項について審議、決定を行う機関と位置付け、1名の社外取締役を含む5名の取締役で構成しております。取締役会は原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な意思決定を行っております。取締役会には監査役3名全員が出席するほか、執行役員など部門責任者も出席し、業務報告を行うことで、取締役の的確な判断、監査役の業務監査権限が、適正に機能する運営体制となっております。

また、当社との間に重要な取引関係の無い食品メーカーでの取締役経験者を社外取締役として選任することにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正かつ社会において当社が果たす役割に沿った経営判断を行えるよう努めております。

(2)監査・監査体制

イ. 監査役および監査役会、機能強化に関する取り組み

当社は、監査役設置会社であり、2名の社外監査役を含む3名の監査役にて監査役会を構成しております。各監査役は原則として、全員が取締役会に出席し必要に応じ意見を述べるとともに、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査役会を原則毎月1回開催し、取締役会における経営判断の妥当性や各部門報告に関して意見交換を実施しているほか、常勤監査役による定期的な店舗監査を実施した監査結果および各会議への出席による情報共有を図ることを通じ、配布資料を中心とした情報だけではなく、適正な監査機能の強化に努めております。

ロ. 内部監査

当社は内部監査部門として、内部監査室を設置し業務監査および財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。内部監査は年間の監査計画に基づき、往査または書面により実施しております。監査結果については書面または口頭により、被監査部門へ通知し必要な改善を求めたのち、改善状況の確認を行っております。また、監査結果は取締役会へ定期的に報告を行っております。

ハ. 会計監査人

当社は、会計監査人として優成監査法人を選任のうえ監査契約を締結し、財務諸表監査のほか内部統制の整備・運用・評価などに関する監査を受けております。

なお当社は、監査においては必要な書類・データなどを可能な範囲ですべて提供するとともに、監査役とも連携し公正な監査ができる環境の整備に努めており、監査結果の報告を受けて意見の交換を実施しております。

(3) 指名、報酬について

取締役および監査役候補の指名については候補者を事前に選考した後、取締役会の承認を経て株主総会へ議案として上程しております。

また、報酬金額については、株主総会において承認をいただいた金額の範囲内で、一定の基準に基づき算定しております。なお、業績を勘案し取締役会において報酬額の減額を決議するなど、公正性の確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の主力事業であるコンビニエンス・ストア店舗運営事業は、事業環境の変化が速く、かつ同業他社、異業種との競争が激しい事業であり、迅速な意思決定が企業としての成長には不可欠であると考えております。

また、事業エリアが非常に限定されていること、企業フランチャイズ契約による事業展開の特性上組織構造が簡略化されていることから、委員会設置型のガバナンス体制を構築するよりも、業界の変遷や動向に精通した取締役が意思決定および業務執行を行うことが最適であると判断し、監査役設置会社形態によるガバナンス体制を選択しております。

なお、社外取締役を選任することで客観的な意見を経営判断に活かし、社外監査役を含めた監査役が独立した立場から業務執行を監視することで経営の透明性を確保できると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	4月下旬の監査報告書の受領後すぐに、4月末から5月上旬の大型連休となることから、年によっては印刷・郵送作業の日程が大きな影響を受けることから、大幅な早期化は困難であるものの、法定期日より4日以上前に発送出来るよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月末日が決算日であることから、他社との集中を免れておりますが、月末日より数日前に開催することとしており、さらなる集中日の回避に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算、第2Q決算毎に東京にて説明会を開催しております。 また当日の発言内容は、日本アナリスト協会HPを通じ一般投資家に開示しているほか、趣旨については提携するIR支援会社を通じ、同社のHP上でも公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR情報コーナーを設け、上場来(14年分)の開示情報すべてを掲載しております。 (URL: http://www.cvs-bayarea.co.jp/ir01.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略・財務グループに主担当者を設置し、開示関連業務ならびに投資家からの問い合わせに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念として制定している「明日への誓い」のなかで、全てのステークホルダーに対して“より良き明日の実現”を誓い、実践するよう努めております。特に、当社の事業内容は特定地域におけるコンビニエンス・ストア店舗運営事業が主力であることから、従業員・株主や店舗を利用されるお客様だけでなく、地域社会への貢献にも取り組むよう心掛けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムの基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり定めております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1当社は、「企業行動基準」を定め、役員および従業員が法令および定款等を遵守して行動するよう、周知を図る。

2当社は、法令及び定款等に違反した行為が行われた場合または行われようとした場合に、役員および従業員が通報もしくは相談ができる「ヘルプライン」を設け、周知徹底する。

3前項の通報もしくは相談を行った者に対し、不利益な取扱いをしない。

4財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備し、適時運用評価を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、決議書等取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を、法令および「文書等管理規程」に基づいて行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1当社は、社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役営業本部長を事務局長として、経営活動にまつわるリスクの洗い出しとその軽減に努めるとともにリスク管理規程を整備する。

2当社は、有事の際には、社長を本部長とした「危機対策本部」を設置して、危機管理にあたる。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1当社は、「取締役会」を月1回定例で開催するとともに必要に応じ臨時に開催し、法令・定款および取締役会規程に従い重要事項の審議・決定ならびに取締役の職務執行に関する報告を行う。

2当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」「職務権限規程」にその責任と権限を定める。

ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1当社は、子会社に対し、企業行動基準、ヘルプラインおよびリスク管理体制を当社とともに横断的に運用し、業務の適正を確保する。

2内部監査室が当社及び子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を定期的に行う。

3当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の業務の適正を管理する部門を定め、適時監督を行う。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、直ちに協議し、対応するものとする。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて配置する使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の事前の同意を得て行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1当社取締役または従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるときは、すみやかに監査役会へ報告する。

2監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。

3前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

リ. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に報告会を開催するとともに、会計監査人と適宜情報の交換を行うなど連携を図る。

○内部統制システムの整備状況

当社は、コンプライアンスの推進およびステークホルダーとの関係の明確化を目的とした、「CVSペイエリアグループ行動基準」を制定しております。

行動基準の具体的な対応を推進していくためと社員一人ひとりが業務遂行にあたり判断する手引きとして、「行動指針」および「行動ガイド」を制定し、倫理意識の向上と法令遵守の徹底を図るための施策の推進と教育をしております。

さらに、社内通報システムとしてヘルプラインを設置するなどコンプライアンス体制の強化を進めております。

また、業務の効率性、有効性を確保することを目的とし、各種の決裁に際して社長または取締役本部長等に決裁権限を委譲するために、組織規程・職務権限規程・稟議規程を必要に応じて見直すとともに、関連する規程を整備しております。

これらの事項が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役および内部監査室がそれぞれの立場から監査するとともに緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除の基本的な考え方として、当社のコンプライアンス体制の憲章である「CVSペイエリアグループ行動基準」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します」と基本方針を定めております。

また、「行動基準」に基づきより具体的な取組みを推進するための「CVSペイエリアグループ行動指針」において、反社会的勢力排除に向けて必要な対応を定めて教育を推進するとともに、対応統括部署を総務グループと定め、平素から警察当局や弁護士との連携を深めるなど情報収集に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコンプライアンスに関わる違反や行為が行われた場合の対応機関として、外部機関に相談・報告を受け付ける窓口（ヘルプライン）を設置し、定期的に同窓口の意義・存在を周知徹底させる取り組みを行うことで、牽制機能としての役割を果たしております。